

法規検索システム 操作マニュアル

2009/03 アエカ

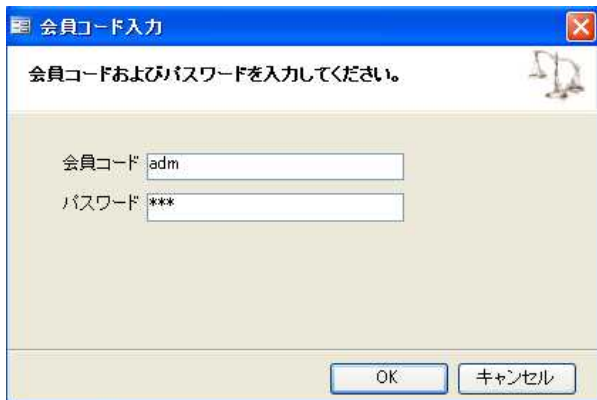
はじめに

法規検索システム一式は圧縮フォルダ”aeca_db.zip”(約12MB)で送付します。ダブルクリックで解凍して下さい。次のファイルとフォルダを含む”aeca_db”フォルダが作成されます。”aeca_db”フォルダのフォルダ名の変更は自由ですが、下記のファイルやフォルダは、必ず同じフォルダ内に置いて下さい。

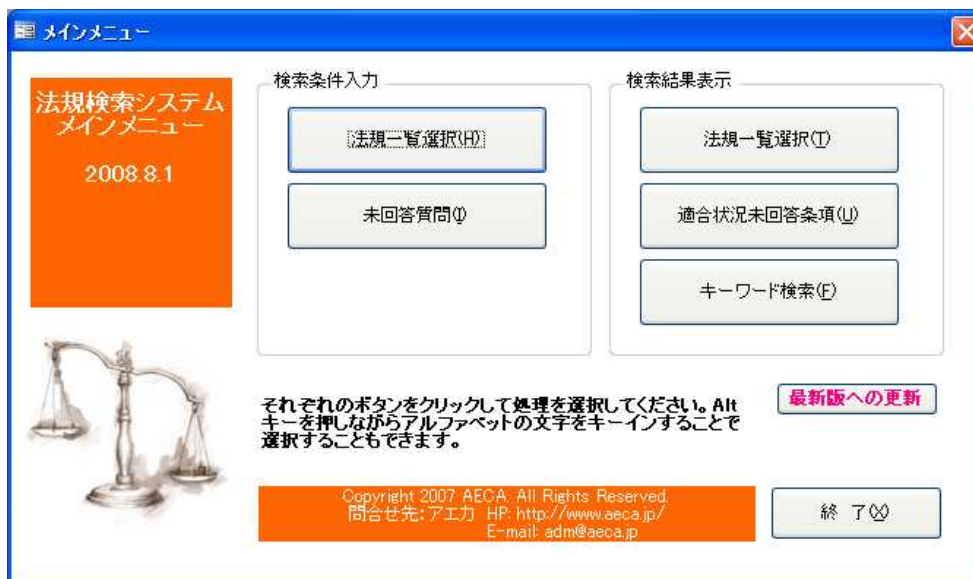
- DBopen.exe
- 法規検索.mde
- 関連文書(フォルダ)

ログイン

DBopen.exe を起動(ダブルクリック)することでAccessファイル“法規検索.mde”が開き、最初に「会員コード入力」画面が表示されます。ここでログインを行います。



1. 「会員コード」と「パスワード」を入力して下さい。
サンプル版の「会員コード」と「パスワード」は次の通りです。
 - 会員コード..... adm
 - パスワード 123
2. [OK]ボタンをクリックすると「メインメニュー」画面が表示されます。



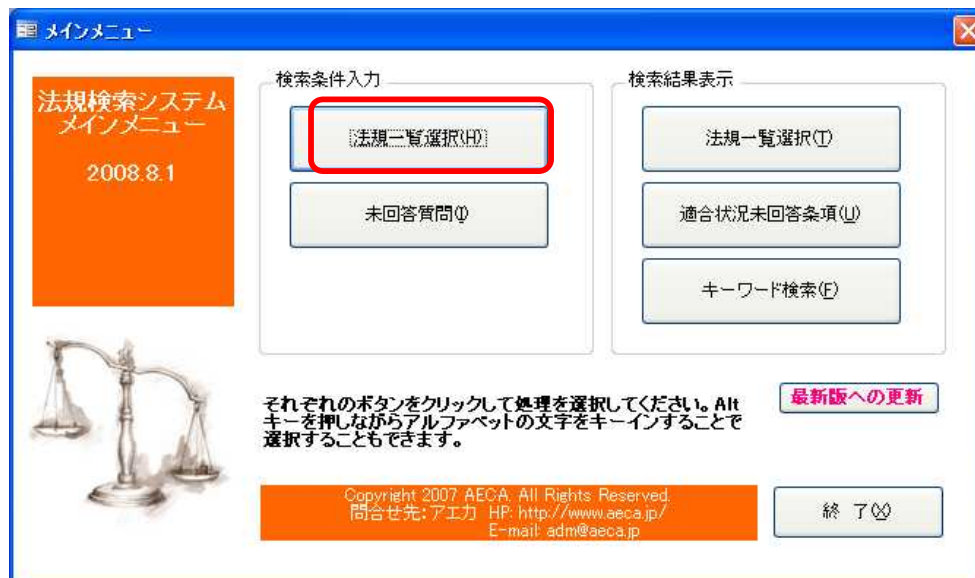
3. 終了するときは、[終了]ボタンをクリックして下さい。

検索条件の入力

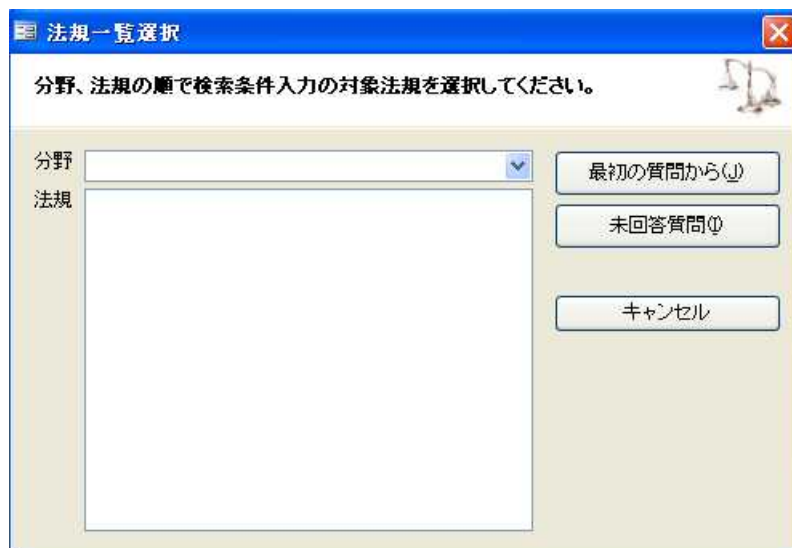
法規条項の検索条件は、次の手順で設定します。

◆法規を選択

1. メインメニューの「検索条件入力」の[法規一覧選択]ボタンをクリックします。



2. 検索対象となる法規を選択するための「法規一覧選択」画面が開きます。
3. 「分野」をドロップダウンリストの中から1つ選択します。
(注意)入会時に登録した「分野」のみ表示されます。



4. 「分野」を指定すると、その分野に含まれる「法規」が一覧表示されます。その中から検索したい法規名をクリックして選択します。ここでの法規名には、原則として法律、政令、省令が全て含まれます。但し、労働安全衛生法や消防法のように条項数の多いものは適当に分割登録しています。(サンプルでは、安全衛生分野には労働安全衛生法(規則の一部を除く)、環境分野には騒音規制法のみが登録されています。)
5. [最初の質問から]又は[未回答質問]のボタンをクリックします。(「メインメニュー」画面に戻りたいときは、[キャンセル]ボタンをクリックして下さい。)
 - [最初の質問から]ボタンをクリックすると、「質問&回答入力」画面に、選択した法規の最初の質問が表示されます。通常はこちらを選択します。

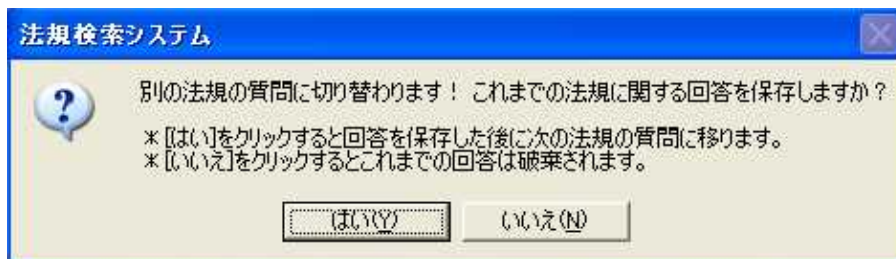
- [未回答質問]ボタンをクリックすると、選択した法規の未回答の質問が所定の順に表示されます。
(注意)法規未選択の状態では、[最初の質問から] [未回答質問]のボタンをクリックしても次に進むことができません。
また、全く質問に回答していない法規は[未回答質問]ボタンをクリックしても質問は表示されません。

✚未回答質問を選択

1. メインメニューの「検索条件入力」の[未回答質問]ボタンをクリックすると、対象となる全ての法規の未回答質問が所定の順に表示されます。(前記5. の場合は、選択した法規の未回答質問です。)
(注意)全く質問に回答していない法規は対象となりません。



2. 未回答質問が複数の法規にあるときは、途中で法規が変わるときに、次のメッセージが表示され、それまでの回答を保存するかどうか確認してきますので、[はい] [いいえ]で選択して下さい。



✚質問&回答入力画面

この画面では、選択した法規に関して質問を表示し、それに回答入力することで検索条件の設定を行います。
この画面の操作方法は次の通りです。

1. 上部に「質問」が表示されます。この内容を編集することはできません。
 - ① 「法規名」には、現在検索の対象としている法規名が表示されます。
 - ② 「質問番号」には、現在の質問の番号が表示されます。
 - ③ 「残り質問数」には、現在の質問番号から最後の質問番号までの残りの質問数が表示されますが、選択した回答によっては、途中の質問がパスされることがあり、必ずしも表示された数の質問が全て表示されるとは限りません。
 - ④ 「解説」には、回答する上での注意事項等が表示されますので参考にして下さい。

質問 & 回答入力

法規名

質問番号 残り質問数

質問

用語説明

用語説明表示 関連文書表示

解説

① 事業場の業種の考え方には注意が必要です。用語説明を参照してください。
 ② 労働安全衛生法の「第2章 労働災害防止計画」を除いては、鉱山保安法第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における保安については適用されません。(法第115条第1項)
 ここで、「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいい、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設等を除く(鉱山、附属施設については、用語説明を参照)
 ③ 製造業には物の加工業を含みます
 通達 基発第602号(S47.9.18):
 ・物の加工業に属する事業場は、給食の事業が含まれる
 ・給食の事業のうち、学校施設の給食場についての事業場の単位として、その教育委員会の管轄下の給食場を主と

回答

1 農業
 2 林業 (造林、伐木、造材、集材、運材を行う事業)
 3 畜産業
 4 水産業
 5 鉱業 (解説参照)
 6 建設業
 7 道路貨物運送業、港湾運送業 (旅客や貨物の運送事業、船舶・港・駅・倉庫にて貨物を取扱
 8 その他運送業 (旅客や貨物の運送事業、船舶・港・駅・倉庫にて貨物を取扱う事業)
 9 清掃業 (焼却又は清掃の事業)
 10 造船業
 11 その他輸送用機械製造業

選択肢拡大表示

メモ:

入力更新日

< 前の質問へ 次 の質問へ > 回答保存(S) 閉じる(C)

2. 画面右上にある「用語説明」に載っている用語については詳細説明が参考表示されます。用語をクリックして選択し、[用語説明表示]ボタンをクリックして下さい。次のような「用語説明」画面が別途表示されます。

用語説明

用語

説明

「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。但し、下記のような鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設等を除く。

附属施設とは、次に掲げる施設をいう。

① 病院及び診療所
 ② 寄宿舎
 ③ 次に掲げる施設
 三菱マテリアル株式会社 古遠部鉱山 秋田製錬場 秋田県秋田市
 東邦重鉛株式会社 対州鉱山 小名浜製錬場 福島県いわき市
 東邦重鉛株式会社 対州鉱山 安中製錬場 群馬県安中市
 株式会社YAKIN 大江山大江山鉱山 大江山製造所 京都府宮津市
 三井金属鉱業株式会社 北神岡鉱山 竹原製錬場 広島県竹原市
 東邦重鉛株式会社 対州鉱山 契島製錬場 広島県豊田郡東野町
 三菱マテリアル株式会社 生野鉱山 直島製錬場 香川県香川郡直島町
 住友金属鉱山株式会社 別子鉱山 四阪島製錬場 愛媛県越智郡宮窪町
 住友金属鉱山株式会社 別子鉱山 新居浜製錬工場 愛媛県新居浜市
 住友金属鉱山株式会社 別子鉱山 東予製錬場 愛媛県新居浜市及び西条市
 日鉱金属株式会社 佐賀関鉱山 佐賀関製錬場 大分県北海部郡佐賀関町
 ④ 石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石又は耐火粘土を目的とする鉱業(その他の鉱物を共に目的とする場合を除く)の附属施設であって、次に掲げる山元の施設以外の施設
 イ 掘採用機械器具工作施設
 ロ 砕鉱施設

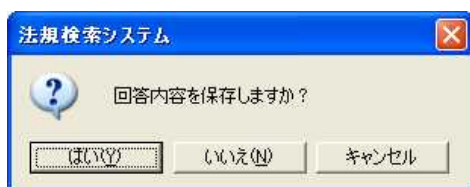
閉じる

3. 用語説明の量が多いときは、関連ファイル(pdf文書など)形式で表示します。この場合は、用語を選択したときに、[関連文書表示]ボタンが使用可能になりますのでクリックして下さい。関連ファイルが別途開かれます。(サンプル版では関連ファイルは利用できません。)
4. 質問ごとにあらかじめ設定された回答選択肢(検索条件)が下部「回答」欄に一覧表示されますので、その中から設定したい条件のものをクリックして選択します。

- ① 回答選択肢については、一覧表示されているものの中から1つだけしか選択できない「択一タイプ」と、複数の回答を選択可能な「複数選択タイプ」の2種類があります。複数選択可能なものには、(複数選択可)と質問に記しています。
- ② 「複数選択タイプ」の選択肢の中には、さらに一部の項目だけ、1項目しか選択できないものもあります。そのような選択肢を選ぶと、それまで選択されていた他の全ての選択項目はクリアされ、その項目1つだけが反転選択された状態に強制的に切り替わります。もしその状態から他の項目の選択に変更したい場合には、まずその項目を再度クリックして、非選択状態(反転表示でない状態)にして下さい。複数選択可の選択肢を選択後に、選択を解除するときも、その項目を再度クリックして非選択状態にして下さい。
- ③ 回答選択肢が多い場合、[選択肢拡大表示]ボタンをクリックすると選択肢画面が大きくなります。(注意) 拡大画面上で回答選択はできません。元の画面に戻って選択して下さい。
- ④ 「メモ」欄は、回答の選択理由を記録しておく等、自由にお使い下さい。
- ⑤ 回答を選択すると、「回答入力更新日」の内容が自動的に現在の日付に更新されます。これを直接編集することはできません。

5. 質問への回答が完了したら、画面右下の[次の質問へ>]ボタンをクリックして下さい。また、前の質問に戻って回答をやり直したい場合や回答内容を確認したい場合には、[<前の質問へ]ボタンをクリックして下さい。先頭や最後の質問が表示されている場合は、それぞれ、[<前の質問へ]ボタン又は[次の質問へ>]ボタンは使用することができません。(注意) 法規検索システムでは、[次の質問へ>]ボタンをクリックしたときに、選択した回答によって次に表示される質問が変わることがあります。[<前の質問へ]ボタンを使用すると次に[次の質問へ>]ボタンをクリックしたときに、質問の一部を表示せずスキップすることがあります。このようなときに、質問と回答を確認するには、[回答保存]ボタンをクリックしてこれまでの回答を保存した後、一度画面を閉じて、再度検索条件の入力をして下さい。

6. 全ての質問の回答を完了したら(あるいは回答途中でも)、画面右下の[回答保存]ボタンをクリックして下さい。それまでの回答内容がデータベースに保存されます。
 - ① このボタンはいつでもクリックすることができます。
 - ② 回答を新たに選択したりそれを変更したりした場合で、この[回答保存]ボタンをクリックせずに画面を閉じようとした場合には、保存確認のメッセージが表示されます。ここで保存せずに閉じた場合には、この画面を最後に開いて以降に入力した回答は全て破棄されます。



(注意) 次の法規は、条項数が多いので回答保存に時間を要します。

- ・ 労働安全衛生法
- ・ 消防法

4. 最後に、[閉じる]ボタンでこの画面を閉じます。

適合状況一覧の表示

設定した条件での検索結果の表示、及び法規条項に対する適合(順守)状況を入力・表示するには、次のような手順で操作を行います。

法規を選択して表示

1. メインメニューの「検索結果表示」の[法規一覧選択]ボタンをクリックします。



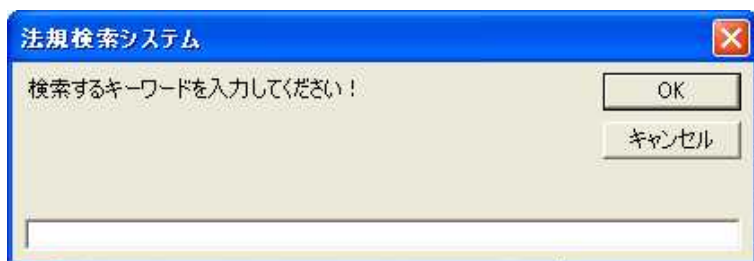
2. 検索結果を一覧表示する法規を選択するための「法規一覧選択」画面が開きます。

法規名	該当件数	非該当件数	該当不明件数	適合件数	不適合件数	適合不明件数
労働安全衛生法(令・規則)(第1編、第4編)	138	432	123	7	2	1
労働安全衛生規則(第2編、第3編)	139	427	445			
ボイラー及び圧力容器安全規則						
クレーン等安全規則	46	308	57			
ゴンドラ安全規則						
有機溶剤中毒予防規則	4	16	70			
鉛中毒予防規則						
四アルキル鉛中毒予防規則						
特定化学物質等障害予防規則						
高気圧作業安全衛生規則						
電離放射線障害防止規則						
酸素欠乏症等防止規則						
事務所衛生基準規則	27	10		21	1	5
粉じん障害防止規則						
石綿障害予防規則						
登録製造時等検査機関等に関する規則						
機械等検定規則						
作業環境測定法						
じん肺法						
環境基本法						
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律						
大気汚染防止法	9	114	66			
悪臭防止法						
騒音規制法	11	65		11		
振動規制法						
水質汚濁防止法						
浄化槽法						
土壌汚染対策法						
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の						

- ① この画面では、会員ごとに登録した分野の全ての法規について、法規ごとの該当/非該当/不明の条項件数、および該当条項に対する適合(順守)状況が適合/不適合/不明の各件数が表示されます。
- ② 質問に全く解答していない法規については、全ての欄が空白になっています。

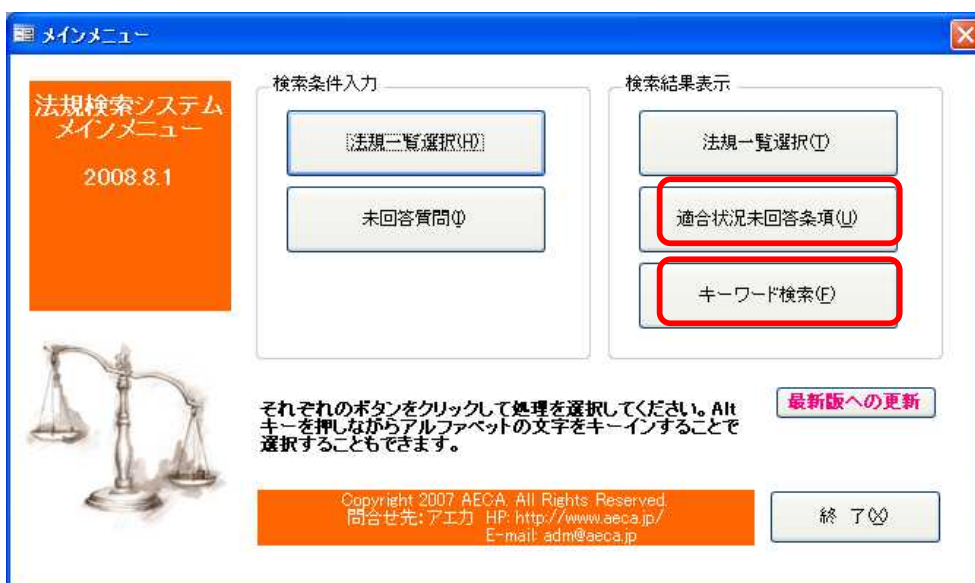
3. 「法規一覧」の中から、検索結果を表示したい法規をクリックして選択します。

- [全条項]、[最初の該当条項から]、[適合状況未回答条項]、[キーワード検索]のいずれかのボタンをクリックします。
(「メインメニュー」画面に戻りたいときはここで[キャンセル]ボタンをクリックして下さい。)
- [全条項]ボタンをクリックすると、選択した法規の全ての条項の「適合状況一覧」画面が表示されます。
- [最初の該当条項から]ボタンをクリックすると、選択した法規の条項の中、検索条件に該当した条項のみが「適合状況一覧」画面が表示されます。
(注意) 「該当」条項は検索条件に該当した条項を、「非該当」条項は検索条件に該当しなかった条項を、「不明」条項は未回答の質問があったため検索条件への該当・非該当が判別できなかった条項を示します。
- 「適合状況未回答条項」ボタンをクリックすると、選択された法規の該当及び不明条項のうち、適合状況が未入力又は「不明」の条項のみを対象に、「適合状況一覧」画面が表示されます。(上記6の「不明」条項ではありません。後述の、適合状況欄への「適合/不適合/不明」の選択入力が未だのもの、又は「不明」を選択した条項のことです。)
- [キーワード検索]ボタンをクリックすると、キーワード入力画面が表示されますので、検索したい語を入力して[OK]ボタンをクリックして下さい。(検索対象となる語は一語だけです。)指定キーワードが含まれる条項のみを対象に、「適合状況一覧」画面が表示されます。



✚適合状況未回答条項又はキーワード検索条項の表示

- メインメニューの「検索結果表示」の「適合状況未回答条項」ボタンをクリックすると、登録されている全ての法規で、質問に対し回答保存をした(検索条件を設定した)法規について、検索条件に該当する(又は不明な)条項で、且つ適合状況が未入力又は「不明」の条項を対象に、「適合状況一覧」画面が表示されます。(上記7. では、選択した法規のみが対象ですが、ここでは全ての法規が対象となります。)
(注意) 「適合状況一覧」画面(次節参照)の右上に法規名欄があります。ドロップダウンリストから法規を選択して下さい。該当する条項があれば、下部に表示されます。(対象となる条項がなければ何も表示されません。)



- 特定の語を含む条項を検索したいときは、「キーワード検索」ボタンをクリックすると、キーワード入力画面が表示されますので、検索したい語を入力して[OK]ボタンをクリックして下さい。(上記8. では、選択した法規のみが対象ですが、ここでは全ての法規が対象となります。)

(注意)「適合状況一覧」画面(次節参照)の右上に法規名欄があります。ドロップダウンリストから法規を選択して下さい。該当する条項があれば、下部に表示されます。(対象となる条項がなければ何も表示されません。)

適合状況一覧画面

この画面では、選択した法規や条項の設定条件での検索結果を表示します。また、各法規条項の要求事項に対する適合状況(適合/不適合/不明)やコメントなどの入力や編集も行います。

この画面の操作方法は次の通りです。

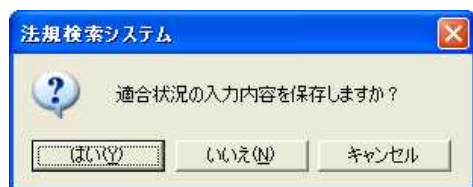
1. 条項が多い場合には、画面をスクロールして確認して下さい。
2. 法規名称には、法律、政令、省令等の各名称が表示されます。
3. 最新改正の日付は、最初にデータベースに登録したときの法規改正版日付を示しますが、それ以降に改正のあった条項についてはその日付に変更していますので、どの改正版のものか判別できるようになっています。更新履歴については、HP(<http://www2.accsnet.ne.jp/~aeca/>)を参照して下さい。
4. 当該条項が”質問&回答入力”で設定した検索条件に該当するかどうか、「該当・非該当」欄に表示されます。(回答していない質問がある場合、「不明」のものが生じます。また、「定義」は、当該条項が関連用語の説明等で、特に条項が対応を要求していないものを示します。)
5. 条項内容は、「定義」を除き、原則として前段と後段に1行空けて分割表示しています。前段は、該当・非該当の検索条件を示し、後段は該当した場合に条項が要求する事項を示します。条項によっては、該当検索条件が省略されている場合があり、その場合は< >にて補っています。また、該当検索条件が複雑なときは、便宜上条件の一部にて「該当・非該当」を検索しているものがあります。このような条項では、検索結果で「該当」となっている場合でも、後段部分で更に何らかの該当条件が付加されるため、最終的に当該条項が「非該当」となる場合がありますので、注意願います。
6. 条項の一覧では、「適合状況」、「適合状況コメント」のみが入力や編集可能です。これらのデータの入力作業を行って下さい。
 - ① 「適合状況」については、ドロップダウン表示される「適合/不適合/不明」のいずれかから選択します。

該当条項に対し、その要求事項に適合している(順守できている)ものには「適合」を、何らかの理由で適合していなければ「不適合」を、判別ができないときは「不明」(又は未入力)を選択して下さい。

- ② 「適合状況コメント」には任意の文章をメモとして直接入力します。
(当該条項が該当する理由や、不適合の理由などをメモ書きしておく管理に便利です。)
- ③ 「入力更新日」欄は、データが編集されたときの日付が自動的に入力されます。直接編集することはできません。
入力更新日より最新改正の日付が新しくなっている場合、前回入力してから条項が改正されています。再度条項内容を確認して入力内容を更新して下さい。(但し、「入力更新日」の日付は、「適合状況コメント」を編集したときにも更新されますので注意願います。)
- ④ 「用語」の欄をクリックすると、登録されている用語のリストが表示されます。選択してから、下にある「用語条項説明」ボタンをクリックして下さい。上述の質問画面と同じく「用語説明」画面が別途表示されます。(関連文書についても、質問画面と同じです。)

7. 条項に対する適合状況の入力や編集作業を完了したら(途中で可)、画面右下の[保存]ボタンをクリックして下さい。それまでの入力内容がデータベースに保存されます。

- ① このボタンはいつでもクリックすることができます。
- ② 適合状況を新たに入力したり、変更したりした場合で、この[保存]ボタンをクリックせずに画面を閉じようとした場合には、保存確認のメッセージが表示されます。ここで保存せずに閉じた場合には、この画面を最後に開いて以降に入力した内容は全て破棄されます。



8. 最後に、[閉じる]ボタンでこの画面を閉じます。

